

6 第2次小郡市男女共同参画計画策定に関する答申について

平成26年2月14日

小郡市長 平安正知 殿

小郡市男女共同参画社会推進審議会
会長 堀江 範子

第2次小郡市男女共同参画計画策定に関する答申について

小郡市男女共同参画推進条例（平成19年小郡市条例第41号）第11条第2項の規定に基づき、平成24年8月28日付で諮問のあった第2次小郡市男女共同参画計画策定に関し、当審議会は、本市の現状と課題を踏まえ6回にわたる審議を経て、別添のとおり「第2次小郡市男女共同参画計画（案）」としてまとめたので答申します。

記

小郡市においては、これまで「小郡市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでこられました。

平成24年10月に実施された「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」からは、男女共同参画が進んでいる状況が見られる一方、固定的な性別役割分担意識やその意識に根ざした社会のしくみと慣行がいまだに残っている現状も見られ、今後も継続した啓発・教育が必要であると考えます。

また、親しい間柄にある男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画の推進を妨げる行為でもあります。意識調査では、配偶者等からの被害経験がある、相談窓口を知らない、被害を受けた際に相談しなかったとの回答が寄せられており、暴力防止のための啓発及び支援体制の充実をさらに図る必要があると考えます。

市長におかれましては、「一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまち」の実現をめざして、市民とともに男女共同参画への積極的な推進に取り組んでいただくことを願っております。